

無料相談

■市民総合相談課（市役所本庁舎2階）【予約不要】

《暮らし110番相談 28番窓口》

内容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員対応）

とき：平日8:30～17:15（面談・電話相談）
☎ 0857-20-4894

《消費生活センター 29番窓口》

内容：訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員対応）

とき：平日8:30～17:15（面談・電話相談）
☎ 0857-20-3863

※土日祝日（年末年始以外）は消費者ホットライン
☎ 188（局番なし）をご利用ください。

下記相談の問い合わせは市民総合相談課（本庁舎2階）

☎ 0857-30-8181 ☎ 0857-20-3919 まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回

内容：法律全般（弁護士対応）

とき：12/7（火）・14（火）・21（火）・28（火）
13:00～15:30（定員各5人・1人30分以内）

ところ：本庁舎2階 28番窓口

予約：11/25（木）8:30～
（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）

とき：12/8（水）13:00～15:30（定員5人）

ところ：本庁舎2階 28番窓口

予約：12/1（水）17:15まで
（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）

とき：12/16（木）13:00～15:45（定員3人）

ところ：本庁舎2階 28番窓口

予約：12/9（木）17:15まで
（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

多重債務・ヤミ金融など相談会（無料）

弁護士などの専門家による無料相談会です。

とき：12月18日（土）13:30～15:00 ※要予約

ところ：県民ふれあい会館研修室（扇町）

☎ 県消費生活センター（県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室）
☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

人権・生活相談

とき：11月9・30日（火）15:00～17:00

ところ：人権交流プラザ（幸町151）

内容：人権に関すること、生活上の悩みなど

定員：各回2人（カウンセラー対応）

☎ 中央人権福祉センター

☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067

※相談日以外でも、平日は人権福祉員が対応

行政への困りごと相談

内容：国などの仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員対応）

とき：11月10日（水）・16日（火）・23日（火・祝）
12月2日（木）13:30～15:00

ところ：11月10日＝輝なんせ鳥取

11月16日＝さざんか会館

11月23日＝トスク本店インフォメーションルーム

12月2日＝麒麟 Square 情報スペース

※翌月7日までの情報を掲載しています。

☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5541

特設人権相談

とき：11月11日（木）13:00～16:00

ところ：さざんか会館（富安二丁目）

内容：人権問題全般（人権擁護委員対応）について、人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289

※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談
にに応じています。専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

行政書士相談

■行政書士会無料相談

・11月13日（土）10:00～15:00
中央図書館2階多目的ホール ※要予約（1人30分程度）

・12月5日（日）10:00～15:00
気高図書館2階会議室 ※当日受付、先着順

内容：相続・遺言、成年後見、農地転用、契約など

■外国人無料相談会

とき：11月10日（水）10:00～12:00 ※要予約

ところ：鳥取県立図書館2階

内容：在留資格、仕事、国際結婚、その他

☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

とき：11月12日（金）～18日（木）

平日8:30～19:00 土・日10:00～17:00

内容：女性をめぐるさまざまな人権問題の無料電話
相談 ※法務局職員・人権擁護委員対応

専用ダイヤル 0570-070-810

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289

空き家・空き土地・不動産こまりごと相談

とき：11月9日（火）13:00～16:00

ところ：とりぎん文化会館1階展示室

内容：空き家・空き土地の対策・活用、不動産に関する相談・トラブル（民法、相続、登記、建築、境界、税金、契約ほか）※弁護士・税理士・司法書士・建築士・土地家屋調査士・宅地建物取引士対応

☎（公社）鳥取県宅地建物取引業協会東部支部
☎（公社）全国宅地建物取引業保証協会鳥取本部

☎ 0857-27-1844

ノロウイルスによる食中毒に注意！

☎ 駅南庁舎生活安全課

☎ 0857-30-8552 ☎ 0857-20-3962

ノロウイルスによる食中毒は冬場に多く発生しますが、最近では1年を通じて発生しています。特徴を理解して、しっかり予防しましょう。

- ・わずかなウイルスの量でも発症する。
- ・感染能力がなくなるまでの期間が長い。
- ・食品からだけでなく人からの感染もある。
- ・一般的な食中毒細菌と異なり、アルコールの消毒効果は十分ではない。

【症状】吐き気、嘔吐、下痢など

【潜伏期間】1～2日間

【予防のポイント】

- ・調理、食事の前、トイレの後などは石鹸でしっかりと手洗いをする。
- ・食品は、中心部が85～90℃で90秒以上になるよう加熱する。
- ・調理器具などは、塩素系漂白剤を薄めたものまたは熱湯を使用して消毒する。

消防法令に基づいて設置されている旧規格消火器の交換

☎ 消防局予防課 ☎ 0857-23-2460

☎ 鳥取消防署 ☎ 0857-29-6894

☎ 湖山消防署 ☎ 0857-31-0119

☎ 気高消防署 ☎ 0857-82-2211

■旧規格消火器は12月31日までに交換が必要です

平成23年1月1日に消火器の規格省令が改正されたことにより、設置が義務付けられている建物の旧規格消火器は令和3年12月31日を過ぎると消火器として認められなくなりますので、早めの交換をお願いします。

適応火災マークを確認してください



■住宅用消火器について

一般家庭に設置されている消火器には、交換の義務はありません。消火器には使用期間または使用期限が表示されていますので、期限切れにご注意ください。

■悪徳業者にご注意！

不当な価格で消火器の訪問販売などを行う業者がいます。不審に思われたら、消防局または消防署にお気軽にご相談ください。

No.104

ガード博士とメール助手の
消費者トラブル講座

☎ 本庁舎鳥取市消費生活センター
☎ 0857-20-38863

クレジットカードの
利用明細は必ず確認！



半年前、「クレジットカードはキャッシュレスで便利、リボ払いだとポイント還元率が高くて更にお得」というネットの広告を見て、クレジットカードを作った。支払方法は「リボ払い・毎月5千円（手数料込）コース」にした。カードが届いてから、いろんなところでクレジットカードを利用しても、毎月5千円の支払ですむと安心していったところ、利用明細を初めてスマホで確認したら、支払残高が約9万円もある。毎月返済していたのに、どうしてこうなったのかわからない。

【アドバイス】

一般的な「翌月一括払い」に対して「リボ払い」とは、毎月の支払額をあらかじめ設定して返済する方法です。月々の支出が一定なので、家計の管理などには役立ちますが、月の利用額が設定した支払額を超えると、超過分は翌月以降に繰り越され、実質年率15%程度の手数料（利息）もかかります。今回の事例は、支払額を上回る2万円以上の利用額が半年間続いていたことが原因でした。また、支払い済の利息は4千円を超えていました。クレジットカードは借金と同じです。必ず利用明細と返済予定額を確認するようにしましょう。

ガード博士からの
ワンポイント！

ネット通販を利用する時も
注意するのじゃよ！

